

各居宅系サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和2年2月26日付保指第1231号「新型コロナウイルス感染予防・まん延防止のための居宅系サービス事業所業務に関する臨時的取扱いについて（通知）」に関するQ & A

<令和2年11月10日改訂>

標記について、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

記

①利用者へのサービス提供を中止する必要があるのか

通知に「利用者へのサービス提供や虐待案件など利用者の生活・生命維持に不可欠なもの以外」と記載しております。サービス提供については、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施してください。

②新規利用者のアセスメントはどうすればよいのか

利用者やその家族、これまで関わっていた事業者、主治医などからの情報収集でアセスメントに変えられる場合は代替措置での実施でも可と考えます。もし直接対面して行う必要がある場合は、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施してください。

なお、代替措置で行った場合は、臨時的取扱いの終了後において、利用者やその家族等と直接面談し、アセスメントが適切なものであるかの検証を行ってください。

③利用者との契約手続きなどはどうすればよいのか

利用者やその家族等に代替措置により説明同意を得たうえで、郵送等の方法により契約手続きなどを行う方法や、臨時的取扱いの期間が終了後に対面の形で契約手続きなどを行う方法が考えられます。

なお、どちらの場合においても経緯を記録しておくことが望ましいと考えます。

④各種加算の要件となる会議などは臨時的取扱いの対象となるのか

通知に記載のとおり、「利用者やその家族等及び他事業所職員などと直接対面して行う」会議や事業所内部の会議などは、対象となります。

⑤福岡市以外が保険者である利用者にも適用するのか

臨時的取扱いは保険者が福岡市である利用者に対するものとなります。

⑥臨時的取扱いの継続期間の見込みはあるか

今後の新型コロナウイルスの感染状況等で判断するので終了時期は未定です。終了する際には改めて通知します。

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課 在宅指導係

電話:711-4257 FAX:726-3328